

2-10 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定

この制度は、「①通信制の課程の生徒が、自校の定時制の課程又は他校の定時制若しくは通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、②定時制の課程の生徒が、自校の通信制又は他校の通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、当該校長の定めるところにより、その単位数を自校の卒業に必要な単位数に含めることができる」というものです。

「学校間連携による単位認定」の制度と似ていますが、「学校間連携による単位認定」の制度が全日制・定時制の同一課程間や全日制の課程と定時制の課程又は通信制の課程間において適用されるのに対し、この制度は、定時制の課程と通信制の課程間においてのみ適用されるものです。

なお、この制度については、第3章の「新しい学びのスタイル2」(3-5)で再度説明していきます。

以上、高等学校学習指導要領で定められている「学校外における学修等の単位認定」の制度の概要について説明してきましたが、参考までに、次ページに高等学校学習指導要領に整理されている一覧を掲載しておきます。

「学校外における学修等の単位認定」

制 度	根 拠 規 定	制 度 の 概 要
① 海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第 93 条	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度(36 単位まで)
② 学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第 97 条	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度(②～⑤を合わせて 36 単位まで)
③ 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	学校教育法施行規則第 98 条第 1 号 平成 10 年文部省告示第 41 号第 1 項	大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度(②～⑤を合わせて 36 単位まで)
④ 技能審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第 98 条第 2 号 平成 10 年文部省告示第 41 号第 2 項	文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度(②～⑤を合わせて 36 単位まで)
⑤ ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第 98 条第 3 号 平成 10 年文部省告示第 41 号第 3 項	学校外におけるボランティア活動、就業体験活動、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度(②～⑤を合わせて 36 単位まで)
⑥ 高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第 100 条第 1 号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
⑦ 別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第 100 条第 2 号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
⑧ 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第 55 条 学校教育法施行令第 32 条～第 39 条 技能教育施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度(卒業に必要な単位数の 2 分の 1 以内)
⑨ 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規程第 12 条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度

(「高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)解説 総則編」 P142・143 から引用)